

議案第4号

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成28年6月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

(橋本市の議会の議員及び長の選舉における選舉運動用自動車の使用の公當に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 橋本市の議会の議員及び長の選舉における選舉運動用自動車の使用の公當に関する条例等の一部を改正する(橋本市の議会の議員及び長の選舉における選舉運動用自動車の使用の公當に関する条例の一部改正) 第36号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額(うち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等から書面にて請求に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般選舉運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合、当該選舉運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限り、そのそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日にについてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,300円を超える場合には、1万5,300円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選舉運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該選舉運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選舉運動用自動車(これに前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額(うち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般選舉運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借り入れ契約」という。)である場合、当該選舉運動用自動車(同一の日において自動車借り入れ契約により2台以上の選舉運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいづれか1台の選舉運動用自動車に限り、そのそれぞれにつき、選舉運動用自動車として使用された各日にについてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,300円を超える場合には、1万5,300円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選舉運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、当該契約に基づき当該選舉運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選舉運動用自動車(これに前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出</p>

(橋本市の議会及び長の選舉における選舉運動用ポスターの作成の公當に関する条例の一部改正)
第2条 橋本市の議会の議員及び長の選舉における選舉運動用ポスターの作成の公當に関する条例(平成18年橋本市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(橋本市から当該選舉の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることに基づき、委員会が定めることにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)
ウ 略

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、<u>31万500円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内でのものであることに基づき、委員会が定めたものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該選挙が行なわれる区域におけるポスターの作成を業とする者に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者から請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選舉運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>510円48銭</u>〔印刷単価〕に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、<u>30万1,875円</u>〔企画費〕を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内でのものであることに基づき、委員会が定めたものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該選挙が行なわれる区域におけるポスターの作成を業とする者に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者から請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

(橋本市長の選舉における選舉運動用ビラの作成の公當に関する条例)
第3条 橋本市長の選舉における選舉運動用ビラの作成の公當に関する条例(平成21年橋本市条例第6号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること)に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したるものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超える場合は、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであること)に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したるものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。